

熊本市公報

第 1407 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○平成 27 年度特定計量器定期検査（告示第 552 号）	1325
○障害者総合支援法による就労継続支援 A 型事業者の指定の廃止（告示第 553 号）	1325
○障害者総合支援法による就労移行支援事業者の指定の廃止（告示第 554 号）	1326
○介護保険法による介護老人福祉施設の指定（告示第 555 号）	1326
○市道の区域変更（告示第 556 号）	1326
○市道の供用開始（告示第 557 号）	1327
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 558 号）	1327
○放置自転車の移動及び保管（告示第 559 号）	1328
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 560 号）	1329
○障害者総合支援法による自立支援医療機関の指定（告示第 561 号）	1329
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の辞退（告示第 562 号）	1330
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 563 号）	1330
○墓地使用の公募（告示第 564 号）	1330
○市道の区域変更（告示第 565 号）	1331
○平成 27 年度熊本市一般廃棄物処理実施計画の変更（告示第 566 号）	1331
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 568 号）	1360
○平成 26 年度及び平成 27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 569 号）	1360
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 570 号）	1360
○第 33 回熊本市都市計画審議会の開催（告示第 571 号）	1361
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 573 号）	1361
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 574 号）	1361
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 575 号）	1362
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 576 号）	1362
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 577 号）	1362
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 578 号）	1362
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 579 号）	1363
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 580 号）	1363

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 581 号）	1363
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 582 号）	1363

公 告

○農業振興地域整備計画の変更（公告第 571 号）	1364
○開発行為に関する工事の完了（公告第 572 号）	1365
○農地利用集積計画の取消（公告第 573 号）	1366
○開発行為に関する工事の完了（公告第 574 号）	1366
○農業振興地域整備計画の変更の決定（公告第 575 号）	1366
○開発行為に関する工事の完了（公告第 579 号）	1366
○開発行為に関する工事の完了（公告第 580 号）	1367
○開発行為に関する工事の完了（公告第 581 号）	1367
○開発行為に関する工事の完了（公告第 587 号）	1367
○開発行為に関する工事の完了（公告第 588 号）	1367
○開発行為に関する工事の完了（公告第 589 号）	1368
○開発行為に関する工事の完了（公告第 591 号）	1368
○開発行為に関する工事の完了（公告第 592 号）	1368
○開発行為に関する工事の完了（公告第 593 号）	1368
○開発行為に関する工事の完了（公告第 595 号）	1369
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 5 号）の縦覧（公告第 596 号）	1369
○差押財産の公売及び見積価額（公告第 598 号）	1369

交 通 局

○熊本市交通局被服貸与規程の改正（交通局規程第 23 号）	1371
-------------------------------	------

上 下 水 道 局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 49 号）	1372
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 50 号）	1372

病 院 局

○平成 27 年度熊本市病院局職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 38 号）	1373
--	------

教 育 委 員 会

○教育委員会会議の開催（教委告示第 10 号）	1373
-------------------------	------

農 業 委 員 会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 8 号）	1374
------------------------	------

告 示

告示第 5 5 2 号

平成 2 7 年 8 月 3 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
9 月 8 日（火）	白川小学校 体育館エントランス
	大江・白川
9 月 9 日（水）	白山小学校 体育館エントランス
	白山
9 月 1 4 日（月）	向山地域コミュニティセンター 玄関ホール
	向山・本荘
9 月 1 5 日（火）	江原中学校 体育館エントランス
	春竹

※受付時間 午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 2 7 年 9 月 1 日（火）から平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日（月）まで

告示第 5 5 3 号

平成 2 7 年 8 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、就労継続支援 A 型を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
多機能型事業所 カサ・チコ
熊本市南区御幸西二丁目 6 5 9 番 3
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 アバンセ
熊本市南区御幸西二丁目 6 5 9 番 3
理事長 三山 哲也
- 3 廃止した事業の種類
就労継続支援 A 型
- 4 廃止年月日
平成 27 年 8 月 1 日

告 示 第 5 5 4 号

平成 27 年 8 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
あいのわ
熊本市北区鹿子木町 60 番地 1
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
NPO 法人あいのわ
熊本市西区池亀町 19 番 39 号
理事長 國友 龍太郎
- 3 廃止した事業の種類
就労移行支援
- 4 廃止年月日
平成 27 年 8 月 1 日

告 示 第 5 5 5 号

平成 27 年 8 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号本文の指定をしたので、同法第 93 条の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437011 1504	ユニット型特別養護老人ホーム 白川の里 熊本市東区小山町 2493 番地	社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁 目 22-4 理事長 吉良 朋広	平成 27 年 8 月 1 日	介護老人福祉 施設

告 示 第 5 5 6 号

平成 27 年 8 月 3 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規

定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
11-98	新南部町 第25号線	東区西原1丁目367番5地先から 東区西原1丁目375番2地先まで	旧	1.9~4.0	39.7
		東区西原1丁目367番5地先から 東区西原1丁目375番2地先まで	新	1.9~6.8	11.2

告 示 第 5 5 7 号

平成 27 年 8 月 3 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
11-98	新南部町 第25号線	東区西原1丁目367番5地先から 東区西原1丁目375番2地先まで		平成27年8月3日

告 示 第 5 5 8 号

平成 27 年 8 月 3 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) るーちえ 子ども発達センター
熊本市北区麻生田五丁目 1 番 16 号
- (2) さくら学院
熊本市中央区南熊本五丁目 11 番 13 号
- (3) 児童発達支援事業所 パレット新屋敷
熊本市中央区新屋敷二丁目 15 番 12 号
- (4) 放課後等デイサービス キャンパス新屋敷
熊本市中央区新屋敷二丁目 15 番 12 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 株式会社 るーちえ
熊本市中央区南熊本一丁目 5 番 16 号 フェリーチェ南熊本 101
藤本 敏史
- (2) さくら学院合同会社
熊本市中央区米屋町一丁目 9 番地 1 (507号)
塚本 まさ子
- (3)(4) 株式会社ライフウェル
熊本市南区富合町南田尻 471 番地

奥村 好誠

- 3 指定年月日
平成 27 年 8 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
(1)(2)(4) 放課後等デイサービス
(3) 児童発達支援
- 5 主たる対象者
(1) 重症心身障害児を除く障害児
(2) 特定なし
(3)(4) 重症心身障害児

告 示 第 5 5 9 号

平成 27 年 8 月 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 7 月 16 日	熊本駅前輪場、西区上熊本二丁目 18、南区刈草三丁目 15、北区楠二丁目 11
イ	平成 27 年 7 月 21 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
ウ	平成 27 年 7 月 23 日	手取エリア
エ	平成 27 年 7 月 24 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
オ	平成 27 年 7 月 27 日	手取エリア、上通りエリア、新市街エリア
カ	平成 27 年 7 月 28 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区花畑町 4-18 国際交流会館、北区植木町豊田 830
 - (2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 27 年 11 月 4 日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 166 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 6 0 号

平成 27 年 8 月 4 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
采田 憲昭	内科	聖ヶ塔病院	熊本市西区河内町船津 897	平成 27 年 4 月 1 日
沖野 哲也	外科	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1-60	平成 23 年 4 月 1 日
水足 佐知子	耳鼻咽喉科	熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南二丁目 1-1	平成 27 年 7 月 28 日
田代 貴大	呼吸器内科	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1-60	平成 27 年 7 月 28 日
一門 和哉	呼吸器内科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 27 年 7 月 28 日
田中 葵	呼吸器内科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 27 年 7 月 28 日
保田 祐子	呼吸器内科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 27 年 7 月 28 日
鶴本 泰之	外科	熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野 285-29	平成 27 年 7 月 28 日
石川 晋之	外科	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1-60	平成 27 年 7 月 28 日

告 示 第 5 6 1 号

平成 27 年 8 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師・薬剤師名	指定年月日
三気堂薬局 イオンタウン田崎店	熊本市西区田崎町字下寄 380 番地	調剤	小山 有記	平成 27 年 8 月 1 日
箱根崎訪問看護ステーション	熊本市北区植木町正清 879 番地	訪問看護	—	平成 27 年 8 月 1 日
熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南二丁目 1 番 1 号	腎移植	豊田 麻理子	平成 27 年 8 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	免疫	川口 辰哉	平成 27 年 8 月 1 日
シモカワオークス通り調剤薬局	熊本市中央区城東町 4 番 7 号	調剤	畑野 文美	平成 27 年 8 月 1 日
シモカワ黒髪調剤薬局	熊本市中央区黒髪六丁目 13 番 30 号	調剤	周田 芙充子	平成 27 年 8 月 1 日
さくら調剤薬局 小峯店	熊本市東区小峯二丁目 1-7	調剤	篠田 浩	平成 27 年 8 月 1 日
さくらんぼ薬局	熊本市中央区妙体寺町 2-5-101	調剤	糸島 恵	平成 27 年 8 月 1 日

告 示 第 5 6 2 号

平成 27 年 8 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 5 条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第 69 条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

指定医療機関	所在地	辞退する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	辞退年月日
シモカワ薬局 センター店	熊本市中央区桜町3番10号	調剤	森田 啓一郎	平成27年3月31日

告 示 第 5 6 3 号

平成 27 年 8 月 4 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日	その他
7月17日	はり札等	5	田迎・長嶺西	7月18日	
7月23日	はり札等	2	出水	7月24日	
7月24日	はり札等	10	飛田・新土河原・呉服町・清水新地	7月25日	
7月27日	はり札等	1	新大江	7月28日	
7月28日	はり札等	1	出水	7月29日	
7月30日	はり札等	2	長嶺南	7月31日	
7月31日	はり札等	5	島崎	8月1日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

告 示 第 5 6 4 号

平成 27 年 8 月 5 日

熊本市墓地条例（昭和 39 年条例第 34 号）第 4 条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第 1 項の規定により告示する

熊本市長 大 西 一 史

1 公募の期間

平成 27 年 8 月 24 日から平成 27 年 9 月 4 日まで（土曜日・日曜日を除く）

2 公募する墓地の名称及び位置

熊本市小峯墓地 熊本市中央区黒髪四丁目 10 番 49 号

熊本市立田山墓地 熊本市中央区黒髪七丁目 763 番地

熊本市浦山墓園 熊本市中央区黒髪七丁目 486 番地

熊本市花園墓地 熊本市西区花園四丁目 13 番 75 号

熊本市城山墓園 熊本市西区上代九丁目 8 番 1 号

熊本市清水墓園 熊本市北区清水新地七丁目 5 番 37 号

3 公募する区画数

熊本市小峯墓地 4 区画

熊本市立田山墓地 4 区画

熊本市浦山墓園 5 区画

- 熊本市花園墓地 5 区画
- 熊本市城山墓園 4 区画
- 熊本市清水墓園 5 区画

4 申込方法

健康福祉政策課および各市営墓地の管理事務所で配布する募集要項に添付している申請書に必要な事項を記入し、健康福祉政策課へ持参する。詳細は、募集要項参照。

告示第 565 号

平成 27 年 8 月 5 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
7-230	新町3丁目 島崎1丁目 第2号線	中央区新町3丁目9番1地先から 中央区島崎1丁目231番3地先まで	旧	7.0~10.2	21.6
		中央区新町3丁目9番1地先から 中央区島崎1丁目231番3地先まで	新	12.0~18.5	21.6

告示第 566 号

平成 27 年 8 月 6 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり変更したので、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 98 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

第 1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、熊本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進のために必要なごみの減量、リサイクルの推進等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「富合地区」とは旧富合町の区域を、「城南地区」とは旧城南町の区域を、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「旧熊本市地区」とは熊本市全域のうち、富合地区、城南地区及び植木地区以外の区域を指すものとする。

3 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

第 2 ごみの処理

1 ごみの排出状況

(1) 旧熊本市地区

旧熊本市地区における平成 24 年度から平成 26 年度までのごみの排出状況は下表のとおりである。

	平成 2 4 年度 ^{※2}	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度 ^{※3}
総ごみ排出量	233,669t	232,030t	236,983 t
(1人1日当たり)	955g	947g	924g
家庭ごみ	144,216t	144,624t	146,388t
(1人1日当たり) ^{※1}	493g	490g	478g
事業ごみ	88,190t	85,424t	88,710t
その他のごみ	1,263t	1,982t	1,885t

※1) 1人1日当たりの家庭ごみの量は、資源化された量を除いている。

※2) 平成24年7月の九州北部豪雨に伴う水害ごみの量は除いている。

※3) 平成26年度から富合地区及び城南地区の家庭ごみの収集方法を旧熊本市地区に統一したことに伴い、両地区のごみの排出量を加えている。

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における平成25、26年度のごみの排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成 2 5 年度			平成 2 6 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合 地区	2,084t	0t	2,084t	/			
城南 地区	5,298t	0t	5,298t				
植木 地区	8,736t	0t	8,736t	9,269t	0t	9,269t	6.1%

2 ごみ減量及びリサイクルの推進

「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念や3つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取組を主に実施する。

○ 生ごみのリデュースとリサイクルの推進

家庭から排出される燃やすごみの半分近くを占める生ごみについて、「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」に基づき、リデュース（発生や排出の抑制）とリサイクルを推進するための具体的施策を進める。

○ ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進に向けた具体的施策の実施

- ・ごみの発生抑制に資する取組の実施を促すよう、国や事業者に対する働きかけを強化する。
- ・ごみの発生抑制や再使用に関する取組について、市民活動団体や地域団体、個人から情報を集め、広く市民に提供する。

○ 再生利用（リサイクル）の拡大

- ・使用済み小型家電を拠点回収しレアメタルリサイクルを推進する。
- ・プラスチック製容器包装やリサイクルできる紙（その他の紙）のさらなる分別の徹底に向けた啓発を実施する。

3 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）の区分及び処理方法等について、以下のとおり定める。

ア 定期収集家庭廃棄物（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

家庭ごみのうち、市が定期的に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第2条第1号の

定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、居住地区の家庭ごみ・資源収集カレンダーに従いごみステーション（条例第 2 条第 3 号の「収集場所」をいう。以下同じ。）へ搬出することとする。ただし、市民は、1 回の収集日に多量^{※1}の定期収集廃棄物をごみステーションに搬出することはできない。この場合の取扱いについては、別途オー(ア)に定めるものとする。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の区分	内 容	収集主体	収集回数 ※2	搬出時の形態等	搬入先	処理方法
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック製の商品 (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (直営) (委託)	週 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める) ただし、剪定枝は長さ 50cm 以下に切って、透明ごみ袋 ^{※4} に入れて口を結ぶか、直径 30cm 以下の束にしてひもで縛る。 また、落ち葉は、透明ごみ袋 ^{※4} に入れて口を結ぶ	市の処理施設 (東部環境工場 又は 西部環境工場)	焼 却
埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品類 など 	市 (直営) (委託)	月 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める)	市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立 (必要に応じ、前処理として破碎金属回収を行う。)
紙	新聞紙・折込チラシ 段ボール その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す)	委託業者の 処理施設	資源化
紙	紙パック (500ml 以上の容量のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの。)	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。	委託業者の 処理施設	資源化

資源物	空きびん・空き缶	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ。		
	なべ類 (なべ、やかん、フライパンなど)			透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ。		
	古着類 (衣類及びシーツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布)			透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ。		
	自転車			不用品と書いた札をつける。		
ペットボトル				透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ。		
プラスチック製容器包装	・カップ類 ・ボトル類 ・パック、トレイ類 ・緩衝材 ・ふた、ラベル など (プラスチック製容器包装であって、汚れていないもの (汚れをすすいで乾かしたものを含む))	市 (委託)	週 1 回	透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ		
特定品目	・蛍光管 ・水銀体温計、水銀血圧計 ・ガス缶、スプレー缶 ・乾電池	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ	委託業者の 処理施設	資源化
	・ライター			透明ごみ袋 ^{**4} に入れて口を結ぶ		埋立

※1 多量：1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量をいう。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとする。

※2 収集回数：原則として収集回数は前頁の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、平成27年度家庭ごみ・資源収集カレンダーによる。また、収集日は小学校区を基本に市内を18地区に区分けして設定している。

※3 指定収集袋：燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの4種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む
特小 5リットル用	54cm	32cm	まち両側各6cmを含む

埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの3種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む

※4 透明ごみ袋：顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明の袋であって、縦80cm以下、横65cm以下の大きさのもの（この要件を満たす袋であって内容物が確認できる程度の社名、広告等の印刷のある透明のレジ袋を含む。）をいう。

イ 大型ごみ（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋1袋に適正に収納する（当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができ、袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できることをいう。）ことができない大きさのもの（後述する〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものを除く。）をいう。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出する。

(7) 事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとする。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次に示す事項の打ち合わせを行い、さらに、ごみゼロコールは次に示す事項の案内を行う。

○ 打ち合わせ事項：大型ごみを搬出する場所、収集日（ごみゼロコールが案内する収集可能な日からの選択）、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

・収集車両の進入が可能な道路に面している戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所であることを条件とする。

・集合住宅等で当該集合住宅専用埋立ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。専用埋立ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準ずる。

・狭隘路など収集車両が進入できない場所にある住居については、埋立ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。

（ただし、埋立ごみ等の定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように配慮するものとする。）

※ 収集個数の制限について

・1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として1世帯につき5個までとする。

○ 案内する事項：収集可能な日、手数料の額（次の表の「処理手数料」の欄参照）、手数料を支払うことができる場所（大型ごみ処理券取扱所）、受付番号、その他必要な事項

(i) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとする。

- a 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券（シール）を受け取る。
- b 大型ごみ処理券（シール）に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- c 申込みの際の打ち合わせにより決まった日に、打ち合わせた場所に、午前8時30分までにbにより大型ごみ処理券（シール）を貼付した大型ごみを搬出する。

(ii) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行う。

区 分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼 却	1 品目につき 900 円 又は 500 円 (品目別に規則で定める。)
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破碎・金属回収後、残さを焼却又は埋立	

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畑町 9-24	月曜日から土曜日 (祝日含む) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(備考) 12月29日から1月3日は受付をしない。

[大型ごみから除外する品目]

なお、[大型ごみから除外する品目] 表の「物品」の欄に掲げるものは、それぞれ同表の「分別の区分」欄に示す区分に従い、それぞれ同表の「搬出形態又は処分方法」の欄に示す搬出形態での搬出又は処分をするものとする。

	物 品	分別の区分	搬出形態又は処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十文字に縛る。
c	市が収集しないごみ	オの(㊦)、(㊧)	オの(㊦)、(㊧)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1本の直径10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ50cm以下に切って、直径30cm以下に紐で束ねる。
e	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角線が10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
f	傘 (長さが1m以下のものに限る。)	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで)。
g	つえ (松葉杖を含む。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び 掃除用ブラシ	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで)。

k	ゲートボール用スティック	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当のもの) 以上の大きさの 指定収集袋を 1 枚巻きつける。
l	野球用バット及び ソフトボール用バット	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当のもの) 以上の大きさの 指定収集袋を 1 枚巻きつける。
m	テニス用ラケット及び バドミントン用ラケット	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当のもの) 以上の大きさの 指定収集袋を 1 枚巻きつける。
n	竹刀	燃やすごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当のもの) 以上の大きさの 指定収集袋を 1 枚巻きつける。
o	直径 10cm 以下で長さ 1m 以下の 棒状のもの (c から n までに掲げるものを除く。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当のもの) 以上の大きさの 指定収集袋を 1 枚巻きつける。

ウ 定期収集家庭廃棄物 (植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期的に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、同条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、植木地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、植木地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の 区分	内容	収集 主体	収集 回数 ^{※1}	搬出時の形態等	搬入先	処理 方法
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック製品 (資源回収品目を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (直営) (委託)	週 2 回 (祝日は月曜日のみ実施)	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却

不燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの (陶器) 類 ・粘土 ・砥石 など 	市 (直営) (委託)	月 1 回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 最終処分場	埋 立
資源(み) (分別収集)	新聞紙・チラシ	市 (委託)	月 2 回	紐掛け収集	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化
	ダンボール					
	紙パック					
	本・その他紙類					
	古布 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)					
	かん類	市 (委託)	月 2 回	種類別コンテナに入れる。入れる栓を外し、必ずすすぐ。スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化
	生きびん					
	びん類					
	ペットボトル					
	白色トレイ					
その他の容器包装プラスチック						
金物類及び小型家電類						
蛍光灯電球・水銀温度計類						
乾電池類						
粗大(み)	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品 (資源回収出来る大きさのものは除く) ・家具 ・建具 ・自転車 など 					

※1 収集回数：原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、植木地区のごみ収集表による。また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋：当面の間、旧植木町の指定ごみ袋を使用することとする。指定袋には可燃物専用袋、不燃物専用袋毎に大中小の3種類がある。

エ 拠点回収

拠点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す5品目について、定期収集とは別に、市が回収拠点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分である。

拠点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる5品目の排出方法を拠点回収に限定するものではない。

(7) 白色トレイ (色付き、柄付きのものを除く)

家庭から排出される白色トレイは、市関連施設である南区役所、総合出張所 (城南総合出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティセンター (一部) に拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった白色トレイは、市が直営車両で収集し、再生資源として委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(イ) 使用済み天ぷら油 (常温で固化している植物油、動物性油が入っているもの、鉱物油を除く)

く)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所（西区役所及び北区役所を除く）、総合出張所、公民館、植木文化センター、環境総合センター、地域コミュニティセンター（一部）及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

(ゆ) 乾燥生ごみ（電気式生ごみ処理機で処理したものに限る）

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所（西区役所及び北区役所を除く）、総合出張所、公民館、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、リサイクル情報プラザに搬入して資源化处理を行うものとする。

(え) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属（レアメタル）を多く含む小型家電 29 品目は市関連施設である各区役所（西区役所及び北区役所を除く）、総合出張所、公民館、火の君文化ホール、植木文化センター、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者に売却等するものとする。

(お) 樹木類（草、花を除く）

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化处理を行うものとする。

オ 市が収集しないごみ

(ろ) 収集困難物（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及びり災ごみなど	排出者（自己運搬） 又は 一般廃棄物	市の処理施設 （東部環境工場 又は 西部環境工場 若しくは 扇田環境センター）	焼 却 埋 立
重量物 長大物	・重さ 60kg 以上のもの ・長い部分の長さが 250cm を超えるもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの	収集運搬業者へ委託	----- 民間の処理施設	資源化

- (備考) ・市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
 ・市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
 ・家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者（市民）は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 ・植木地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、山鹿植木広域事務組合クリーンセンターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

(い) 運搬困難物（植木地区）

運搬困難物は自己搬入とし、直接、山鹿植木広域行政事務組合関連施設クリーンセンター

リサイクルプラザ、最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、熊本市発行の搬入許可証が必要である。

(ウ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分（施設での受入れを含む）を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

- a 家電4品目（家庭で不要になった特定家庭用機器〔エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ（電池式のものを除く）・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機〕）

特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）に基づき、家電小売店による引き取り、もしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引き取り場所への持ち込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引き取り義務のないもの等については民間事業者が設置する廃家電回収センターによる対応とする。なお、分解した家電4品目についても、家電4品目として取り扱うこととする。

- b 家庭で使用されていたパソコン（家庭で不要になったパーソナルコンピューター〔本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パソコン、一体型パソコン。以下「パソコン」という。〕）

資源の有効な利用の促進に関する法律（通称「リサイクル法」）に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口に応し込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）又は有限責任中間法人パソコン3R推進センターにリサイクルを依頼するものとする。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、埋立ごみ（植木地区においては資源ごみ）として市の定期的収集に出すことができるが、パソコンのケース（筐体）については、パソコン本体として取り扱うこととする。

- c オートバイ

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼するものとする。

- d プレジャーボート等のFRP船

製造業者等の団体である社団法人日本舟艇工業会が構築し、国から認定を受けたFRP船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼するものとする。

- e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者（一般廃棄物処分業者）に処分を依頼するものとする。

- f 製造業者等でのリサイクルの取組みが行われているもの

- (a) タイヤ・バッテリー

- (b) アルカリボタン型電池、酸化銀電池など

ボタン電池回収容器（緑色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

- (c) ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの充電式電池

充電式電池回収容器（黄色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

また、植木地区においては、(b)、(c)を資源ごみの「乾電池類」として定期収集に排出することができる。

- g 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの（ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、コンクリートがらなど）
製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとする。
- h 取扱いに危険を伴うもの（廃油類、農薬、揮発油〔ガソリン、ペンキ、シンナーなど〕、火薬類、発炎筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのあるもの〔在宅医療廃棄物など〕など）
製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとする。
- i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの（農機具、ドラム缶、鉄骨など）
製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとする。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物（ごみ）（事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ）の処理方法等については、以下のとおりとする。

ア 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物 収集運搬業者	市の処理施設 (東部環境工場 又は西部環境工場)	焼 却
不燃性ごみ	消火薬剤（リサイクルが不可能な場合に限る。）など		市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
- 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有するごみについては、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 植木地区から出た事業ごみについては、上表に示す持ち込み先へ持ち込むことはできない。

イ 植木地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い山鹿植木広域行政事務組合関連施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物 収集運搬業者	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）	一般廃棄物 収集運搬業者	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化

(備考) ○山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。

○医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込むことはできない。

○植木地区から出た事業ごみでなければ、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む事はできない。

(3) その他

ア ボランティア清掃ごみ (旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

公共の場所 (道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所) を、市民や地域団体等が営利を目的とせずにボランティアで清掃した際にごみステーションに排出されるごみは、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入する。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して処理施設へ搬入する。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰霊することを妨げない。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない。(ペット霊園等による取扱いが可能とする。)

種 類	内 容	搬入先	処理方法
旧熊本市地区 富合地区 城南地区	市民の通報等による 公道上のへい死動物	東部環境工場 西部環境工場 動物愛護センター	焼 却
植木地区		山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関手続き (税関・検疫等) において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとする。

(4) ルール違反への対応

ア 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に従わずにごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとする。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、必要な調査を行い原因者の特定に努め、当該原因者に対し指導を行うものとする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勧告し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

4 収集・運搬体制

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

ア 家庭ごみの直営収集体制

本市は、旧熊本市地区の家庭ごみ収集を確実にを行うため、以下の収集車両を保有している。(これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有している。)

○ 北部クリーンセンター

旧熊本市地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

- 有限会社 九州ビルメンテナンス社
- 金岡商店 株式会社
- 埋立ごみ（北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く旧熊本市地区の約 6 割の地区）
 - 有限会社 九州ビルメンテナンス社
 - 株式会社 熊本清掃社
- 燃やすごみ及びび紙（北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く旧熊本市地区の約 5 割の地区）
 - 株式会社 熊本清掃社
 - 有限会社 森山商店
 - 有限会社 エステーサービス
 - 株式会社 協働社
 - 有限会社 旭清掃社
 - 株式会社 明光
 - 有限会社 クリンケア産業
 - 石原運送 有限会社
 - 金岡商店株式会社
 - 九州郵弘有限会社
 - 株式会社 永野商店
 - 有限会社 都環境開発サービスセンター
 - 株式会社 東部流通
- ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等
 - 株式会社 八木運送

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区における事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施することとする。

(2) 植木地区

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者

収集運搬は一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じるごみ（事業系一般廃棄物）は収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか、山鹿植木広域行政事務組合の施設へ直接搬入するか、又は収集運搬許可業者に収集運搬を委ねるものとする。

(イ) 分別

収集運搬は、可燃物（紙くず、生ごみ等）、不燃物（ガラス類、せともの（陶器）類等）粗大ごみ（家具、建具等）、資源ごみ（新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、本・その他紙類、古布、かん類、生きびん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、その他の容器包装プラスチック、金物類及び小型家電類、蛍光灯電球・水銀温度計類、乾電池類）の 4 種類に分けて実施する。

(ウ) 収集主体

可燃物、不燃物、粗大ごみは直営（一部委託）、資源ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	備 考
家 庭 ご み	可燃物	直営、 一部委託	ステーション	週 2 回	指定	(一部委託業者) 有限会社松岡清掃公社
	不燃物	直営、	ステーション	月 1 回	指定	

		一部委託				
	粗大ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月 1 回	無指定	
	資源ごみ	委託	ステーション	月 2 回	コンテナ他	
	事業ごみ	直接搬入、又は許可業者へ委託				収集運搬許可業者 ・株式会社中山商店 ・ヒロタクリーンサービス ・有限会社松岡清掃公社 ・有限会社肥後産興 ・有限会社ユートピアグリーン

(3) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の居宅の玄関前から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を実施する。

(4) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行っており、平成 27 年度に許可を受けている業者は別表 1 に示すとおりである。

ただし、植木地区において許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行う際には、当該地区内のみで使用する許可車両を登録することとする。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、業者数の適正化を図るものとする。

5 中間処理体制

(1) 焼却施設（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
東部環境工場	燃やすごみ、資源化残さ	全連続燃焼式	300t/日・炉× 2 炉	東区戸島町 2 5 7 0 番地
西部環境工場	(可燃性) など	全連続燃焼式	225t/日・炉× 2 炉	西区城山薬師二丁目 1 2 番 1 号

(注) ・焼却施設への受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前 6 時から午前 7 時 30 分まで搬入を受け入れるものとする（年始を除く）。

・リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 焼却施設（植木地区）

可燃物や資源化残さなどの可燃性ごみは、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンター	可燃物、資源化残さ (可燃性) など	連続燃焼式	60.0t/24h・炉× 2 炉	山鹿市鹿央町合里 1 6 3 4 番地

(注) ・焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から

午後 4 時 30 分までとする。

- ・リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 資源化施設（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ、特定品目については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リサイクル事業センター	紙	選別	約 80 t / 日	南区近見八丁目 8 番 3 5 号
		圧縮など	約 80 t / 日	
	ペットボトル	選別	約 12 t / 日	
		圧縮など	約 12 t / 日	
	資源物、白色トレイ、特定品目	選別	約 60 t / 日	
		圧縮など	約 35.2 t / 日	
有価物回収協業組合 石坂グループ	紙	選別	約 40 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
		圧縮など	約 168 t / 日	
	ペットボトル	選別	約 4 t / 日	
		圧縮など	約 4.5 t / 日	
	資源物、白色トレイ、特定品目	選別	約 48 t / 日	
		圧縮など	約 21.6 t / 日	
有限会社 オー・エス収集センター	資源物 (古着を除く)	選別	約 25 t / 日	北区楠野町 1 0 4 6 番地 2
		圧縮など	約 25 t / 日	

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 エコポート九州	プラスチック製	選別	約 48 t / 日	西区新港一丁目 4 番 1 0 号
	容器包装	圧縮など	約 34 t / 日	
社会福祉法人 環友會	プラスチック製	選別	約 40 t / 日	南区近見九丁目 1 0 番 5 0 号
	容器包装	圧縮など	約 51 t / 日	

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次に定める委託業者の施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合 石坂グループ	市が収集する 不燃性大型ごみ	破碎・選別	4.1 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
熊本新明産業株式会社	不法投棄された		約 160 t / 日	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号
株式会社 星山商店	パソコン		230.4 t / 日	北区武蔵ヶ丘九丁目 5 番 7 6 号

エ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した次のものについては、次に定める委託業者の施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合 石坂グループ	洗濯機・衣類乾燥機、 エアコン	廃掃法で定める基準に適合した破碎・選別等	4.1 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地

オ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管テレビ、液晶テレビ及びプラズマテレビについては、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡す。

名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株式会社	冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管テレビ、液晶テレビ及びプラズマテレビ	松下、東芝など	南区南高江三丁目3番53号
九州産交運輸株式会社 熊本支社		三洋、シャープ、ソニー、日立、三菱、富士通ゼネラル、指定法人委託業者など	上益城郡益城町平田字深迫2526

カ 東部環境工場での焼却処理に伴って発生した焼却灰の一部については、次に定める委託業者の施設においてセメント原料化を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理見込量	所 在 地
宇部興産株式会社 荏田セメント工場 (処分業務)	焼却灰	セメント原料化	1,900 t/年	福岡県京都郡 荏田町長浜町7番地
三原物流株式会社 (運搬業務)				福岡県京都郡荏田町長浜町 8番地

キ 特定品目から選別した蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計については、次に定める委託業者の施設において水銀等の回収及び再資源化を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社ジェイ・リライツ (処分業務)	蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計	破碎・選別等	18.3 t/日	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番地の17
日本通運株式会社 熊本支店 (運搬業務)				中央区水前寺一丁目5番8号

ク 拠点回収施設へ一般家庭から持ち込まれる樹木類については、次に定める委託業者の施設において破碎等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理見込量	所 在 地
有限会社 アクト・フォーアース	個人の敷地内の樹木を自ら選定し運搬したもの	破碎等	671 t/年	北区釜尾町422番地
株式会社 エコポート九州				西区新港一丁目4番10号
株式会社 星山商店				北区武蔵ヶ丘九丁目5番76号
有価物回収協業組合 石坂グループ				東区戸島町2874番地
大東商事株式会社				西区新港一丁目4番22号

(4) 資源化施設 (植木地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パック等の資源ごみについては、山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザにおいて選別・圧縮加工等を行う。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、本・その他紙類、古布、かみ類、生きびん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、その他の容器包装プラスチック、金物類及び小型家電類、蛍光灯電球・水銀温度計類、乾電池類	破碎・選別・圧縮・貯留など	約30 t/5h	北区植木町 轟2598番地1

(注) ・受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日 (祝日は除く) までの午前8時30分から午後4時までとする。

(5) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受け入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第7条第6項に規定

する一般廃棄物処分業の許可を行っており、平成 27 年度に許可を受けている業者は別表 2 に示すとおりである。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、処理能力及び業者数の適正化を図るものとする。

(6) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引き渡し

ア 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は次の表のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市 リサイクル事業センター	その他の色のガラスびん (全量)	有価物回収協業組合石坂グループ (東区戸島町 2 8 7 4 番地)	ガラスびん原料
有価物回収協業組合 石坂グループ	その他の色のガラスびん (全量)		

イ 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社エコポート九州	プラスチック製容器包装	株式会社エコポート九州 (西区新港一丁目 4-10)	プラスチック原料
社会福祉法人環友會	プラスチック製容器包装		

6 最終処分体制

(1) 埋立施設（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次に掲げる市の処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては市の処理施設で焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
扇田環境 センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式： サンドイッチセル併用方式（即日覆土）	埋立容量 605 千 m ³	北区貢町 1 5 6 7 番地
		前処理 破碎：二軸式破碎機 選別：トロンメル メッシュ：40mm 金属回収：磁力選別	30 t / 日 (4H)	
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ過処理後公 共下水道圧送	処理能力 400 m ³ / 日 調整槽 12, 500 m ³	

(注) ・埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

・リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 埋立施設（植木地区）

不燃物や焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合 最終処分場	焼却灰 不燃物 資源化残さ (不燃性) など	管理型埋立	管理型埋立容量 242 千 m^3	北区植木町轟 2 6 4 4 番地 1

(注) ・受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝日は除く）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

7 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動（本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受けた場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて環境局防災計画に基づき適正処理を行うものとする。

第 3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

(1) 旧熊本市地区

種 類		収集者	年 間 総 量
し 尿	くみ取り便槽のし尿	許可業者	見込み値 10,000 kl
	浄化槽の汚泥		見込み値 37,000 kl

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における過去 2 年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成 2 5 年度			平成 2 6 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合地区	2,958kl	0kl	2,958kl	2,661kl	0kl	2,661kl	▲10.0%
城南地区	7,878kl	0kl	7,878kl	8,183kl	0kl	8,183kl	3.9%

植木地区	19,569kl	0kl	19,569kl	18,694kl	0kl	18,694kl	▲4.5%
------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	-------

2 し尿の処理

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	原則として月 1 回	市の処理施設
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次の表に定める市の処理施設において処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
秋津浄化センター	くみ取り便槽のし尿	前処理後 下水道投入	※ 1	東区秋津三丁目 17-1
中部浄化センター	浄化槽の汚泥	活性汚泥	180kl/日	西区蓮台寺五丁目 7-2

※ 1 秋津浄化センターの下水道投入量は日量最大 90 キロリットルである。

(2) 植木地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

植木地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	原則として月 1 回	山鹿植木広域行政事務組合
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	山鹿衛生処理センター

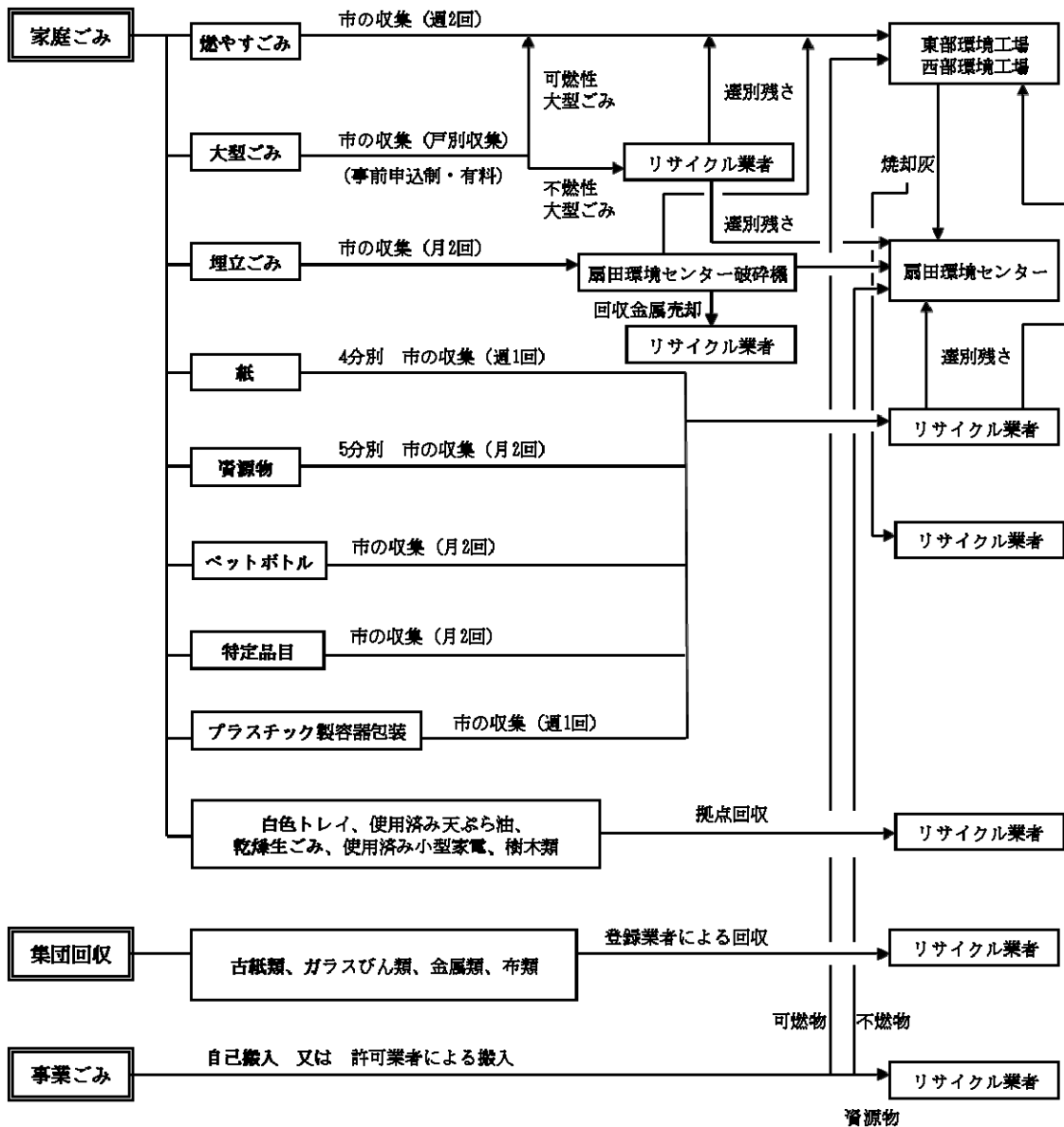
(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、区域を定め市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務組合	くみ取り便槽のし尿	活性汚泥高度処理、河川	92 kl/日	山鹿市山鹿 2055
山鹿衛生処理センター	浄化槽の汚泥	放流	(24 時間)	番地

図 1 - (1) 平成27年度の一般廃棄物の処理システム (旧熊本市地区・富合地区・城南地区)
【ごみ】



【し尿】

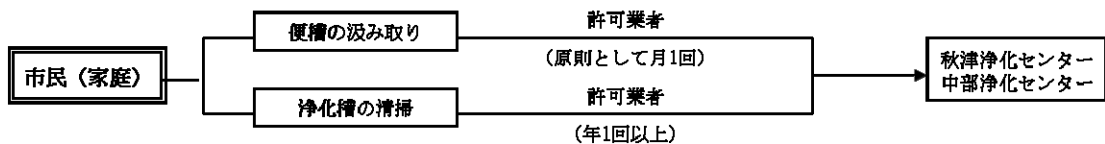
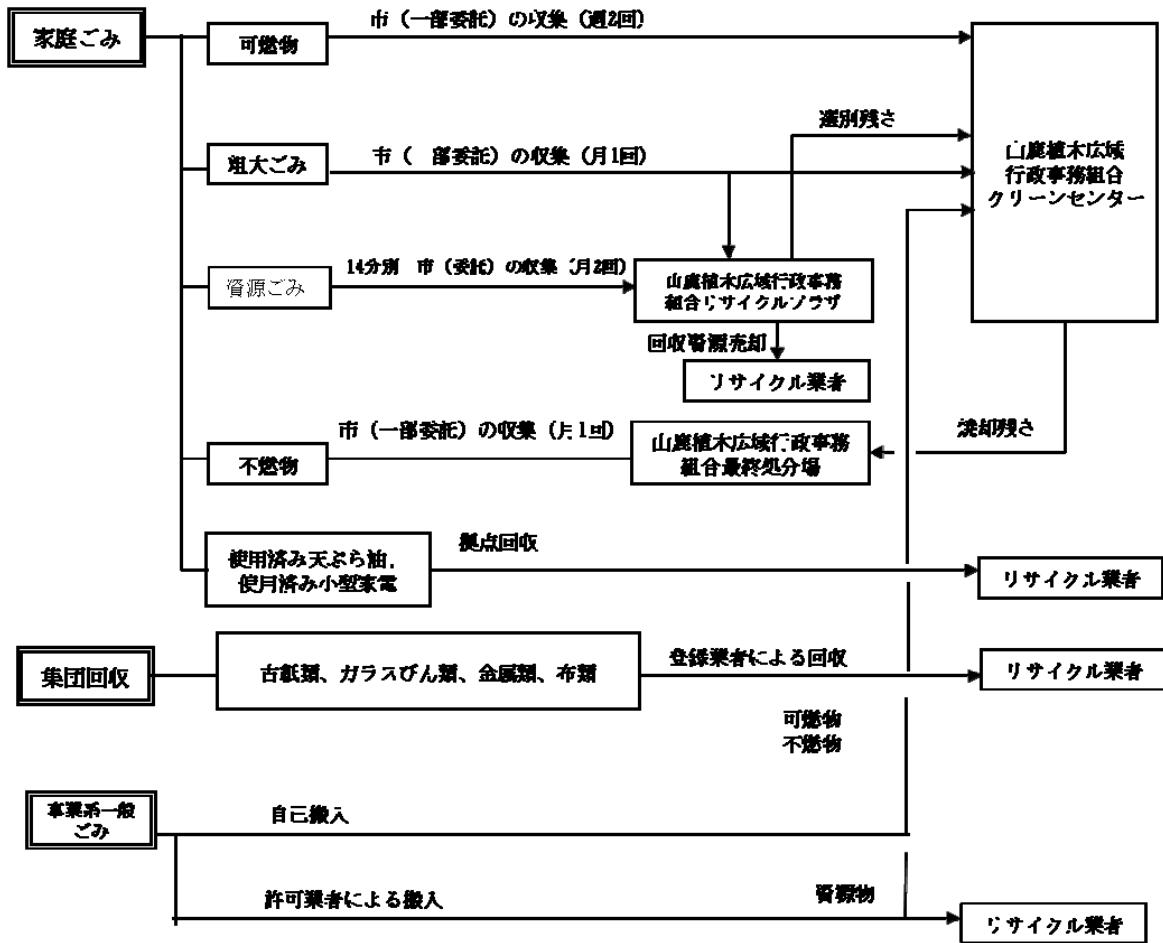
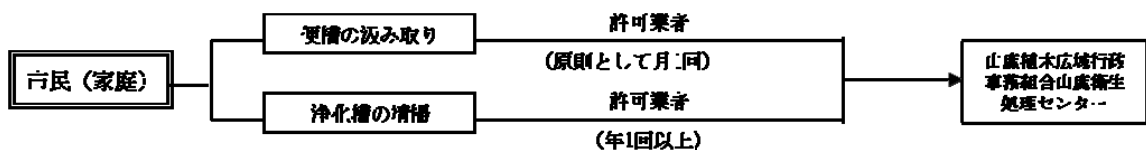


図 1 - (2) 平成 27 年度の一般廃棄物の処理システム (植木地区)

【 ご み 】



【 し ゅ り 】



別表1 平成27年度一般廃棄物収集運搬業許可業者 (平成27年4月1日現在)

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-13-92	096-353-2906
2	株式会社熊本清掃社	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1000-5	096-325-5353
3	有限会社エステーサービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西7-16-1	096-365-6644
4	株式会社明光	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本5-10-4	096-371-5977
5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区榎町16-7	096-360-2266
6	金岡商店株式会社	861-4144	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂611	096-358-3500
7	有限会社まなみ	861-4112	熊本県熊本市南区白藤4-26-22	096-357-5364
8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町360-8	096-227-1450
9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
10	株式会社東部流通	861-2118	熊本県熊本市東区花立3-15-20	096-369-3111
11	有価物回収協業組合石坂グループ	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
12	株式会社八木運送	862-0911	熊本県熊本市東区健軍3-3-5-101	096-286-8611
13	飯島 キヨミ(飯島産業)	862-0970	熊本県熊本市東区渡鹿8-2-1	096-366-7032
14	九州郵弘有限会社	860-0085	熊本県熊本市北区高平2-2-23	096-325-2735
15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区麻生田5-33-6	096-339-5796
16	大東商事株式会社	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町453-1	096-245-4800
17	株式会社永野商店	861-8072	熊本県熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
18	JR九州メンテナンス株式会社	860-0051	熊本県熊本市西区春日3-15-1	096-353-3065
19	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-10-18	096-389-7442
20	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5283	熊本県熊本市西区松尾町上松尾14-4	096-329-4159
21	株式会社西原商店	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
22	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路口町3333	096-223-0970
23	有限会社クリンケア産業	860-0834	熊本県熊本市南区江越2-7-12	096-379-7011
24	有限会社旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-19-1	096-389-1911
25	有限会社森山商店	860-0004	熊本県熊本市中央区新町1-6-26	096-352-4956
26	山下 鶴住(山下商店)	861-8030	熊本県熊本市東区小山町1667-11	096-380-2756
27	有限会社ケイケイ環境サービス	860-0068	熊本県熊本市西区上代5-9-18	096-353-2452
28	有限会社村岡商会	861-5263	熊本県熊本市南区並建町541	096-227-0153
29	ひろせ梱包運輸株式会社	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地2-15-1	096-377-2229
30	株式会社東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
31	株式会社サンレイメディカル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-3-111	096-279-4311
32	株式会社くまもと流通	862-0913	熊本県熊本市東区尾ノ上2-18-10	096-384-9162
33	熊本総合管理株式会社	861-8046	熊本県熊本市東区石原1-11-24	096-389-1122
34	林田 清隆(肥後環境サービス)	861-4106	熊本県熊本市南区南高江1-15-36	096-358-3961
35	株式会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町1205-5	096-389-7151
36	株式会社三勢	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山3-8-44	096-383-2341
37	株式会社協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-9-75	096-389-2720
38	株式会社中山商店	861-0133	熊本県熊本市北区植木町投刀塚15	096-272-0100
39	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	096-338-6421
40	株式会社前田産業	861-4133	熊本県熊本市南区島町5-7-3	096-358-6600
41	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-8-35	096-357-0070
42	西部環境開発株式会社	860-0054	熊本県熊本市西区八島2-1-25	096-356-4359
43	有限会社オー・エス収集センター	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
44	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地1-31	096-379-8100
45	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見7-13-70	096-356-5658
46	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4-3-13	096-325-2911

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
47	有限会社宇都宮産業	861-5515	熊本県熊本市北区大鳥居町824	096-245-1005
48	有限会社銀杏ビルサービス	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1516	096-322-2588
49	有限会社タケンタ	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻字辻524-1	096-206-6268
50	有限会社西原運輸	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
51	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領2-3-36	096-380-0900
52	熊本新明産業株式会社	861-4106	熊本県熊本市南区南高江3-3-53	096-357-1773
53	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山2-28-23	096-388-7229
54	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町轟1309-1	096-275-5801
55	有限会社RiverField	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
56	協業組合熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757-14	096-368-3788
57	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町172	096-361-3106
58	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町682-10	096-242-1057
59	株式会社グリーンロジスティクス	861-0000	熊本県熊本市北区鶴羽田4-7-7-206	096-345-8543
60	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町1055-21	096-346-6667
61	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町276-4	096-275-2660
62	河原 和典(GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井5-2-14	096-356-7325
63	有限会社トライアングル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島2-5-105	096-213-3223
64	植木 祐成(リサイクルセンタースッキー)	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西4-2-58	096-284-5300
65	株式会社熊本スキルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見3-12-68	096-324-1292
66	株式会社リサイクルくる	861-8041	熊本県熊本市東区戸島5-10-187	096-388-0912
67	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4156	熊本県熊本市南区富合町田尻950-1	096-357-6631
68	栗原 志保(リサイクルワンピース)	861-8003	熊本県熊本市北区楠5-8-1	096-288-1821
69	有限会社松崎産業	861-5252	熊本県熊本市南区土河原町261	096-227-1552
70	株式会社オカムラ	869-0532	熊本県熊本市南区富合町志々水191	096-358-4466
71	有限会社プログレ	861-4402	熊本県熊本市南区城南町鰐瀬2127-12	0964-28-5252
72	株式会社松清	869-0542	熊本県宇城市松橋町豊崎2104	0964-33-4659
73	廣田 晴夫(ヒロタクリーンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井693-2	096-273-5920
74	有限会社ユートピア・グリーン	861-0103	熊本県熊本市北区植木町清水3916-2	096-273-5377
75	有限会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301
76	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺5-4-15	096-359-6161
77	石原運送有限会社	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町4059-2	096-223-2926
78	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神1-10-38	096-367-5023
79	株式会社みなかみ	862-0947	熊本県熊本市東区画図町大字重富511-2	096-370-5448
80	社会福祉法人環友會	861-4101	熊本県熊本市南区近見9-10-50	096-325-0007
81	中川 二男(城山環境)	860-0068	熊本県熊本市西区上代8-20-25	096-329-6528
82	株式会社エコ・クリーン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場1-13-27	096-327-9004
83	株式会社アースT・K	860-0064	熊本県熊本市西區城山半田3-5-29	096-342-4787
84	有限会社東野商会	862-4211	熊本県熊本市南区城南町今吉野754-1	0964-28-8400
85	株式会社坂口商店	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-5-50	096-234-7920
86	有限会社馬場商店	860-0079	熊本県熊本市西区上熊本2-1-46	096-352-0113
87	株式会社サンウェイ	861-4237	熊本県熊本市南区城南町六田270-1	0964-27-8888
88	有限会社安達商会	861-4223	熊本市南区城南町藤山3280-1	0964-28-6088
89	株式会社エコポート九州	861-5274	熊本市西区新港1丁目4-10	096-288-3588
90	九州サニット株式会社	861-4124	熊本市南区海路口町3333	096-223-0920
91	株式会社クリーン・アート	861-4203	熊本市南区城南町隈庄401	0964-28-7741
92	有限会社宮崎清掃社	861-4145	熊本市南区富合町大町909-4	096-357-8597

別表2 一般廃棄物処分業(中間処理)の許可業者(平成27年4月1日現在)

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有価物回収協業組合石坂グループ	熊本市東区戸島町2874	選別	平成12年12月20日	16t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		破碎	平成12年12月20日	4.1t/日(8H)	
		破碎・選別	平成17年4月26日	32t/日(8H)	
		選別	平成3年3月1日	48t/日(8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		圧縮	平成3年3月1日	16t/日(8H)	廃金属製品類(飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。)
		圧縮	平成3年3月1日	5.6t/日(8H)	廃金属製品類(飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。)
		破碎・分級	平成12年9月30日	16t/日(8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料用容器に限る。)
		選別	平成10年3月25日	4t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		圧縮	平成10年3月25日	4.5t/日(8H)	
		破碎	平成13年9月27日	1t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類(廃蛍光管に限る。)
		破碎・減溶	平成17年3月15日	0.96t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		選別	平成12年8月31日	40t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成12年8月31日	168t/日(8H)	
		破碎(移動式)・選別	平成16年8月20日	280t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
		選別・破碎・洗浄	平成20年9月19日	17t/日(16H)	廃プラスチック製品類(廃ペットボトルに限る。)
		選別・破碎・洗浄	平成17年4月26日	200t/日(8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料用容器に限る。)
		破碎	平成20年9月26日	9.6t/日(8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成20年9月26日	100t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
選別・圧縮・梱包	平成23年8月9日	48t/日(8H)			
熊本新明産業株式会社	熊本市南区南高江3-3-53	選別	平成2年9月	60t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
			平成2年9月	20t/日(8H)	
			平成2年9月	80t/日(8H)	
			昭和60年5月	40t/日(8H)	
		破碎	平成2年9月	160t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
		切断	昭和60年5月	80t/日(8H)	廃金属製品類
破碎・選別	平成24年12月	4.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類		
株式会社熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8-8-35	選別	平成元年4月8日	60t/日	廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		圧縮	平成7年9月4日	30t/日	廃金属製品類(スチール缶に限る。)
		圧縮	平成9年3月4日	5.2t/日	廃金属製品類(アルミ缶に限る。)
		選別	平成10年5月10日	80t/日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず、廃ガラス製品類、廃金属製品類
			平成21年10月8日	4.86t/日	
		圧縮	平成10年5月10日	80t/日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類
	破碎	平成7年9月4日	4.8t/日	古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず、廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃ゴム製品類	
選別・破碎	平成20年6月16日	12t/日	廃プラスチック製品類		
	熊本市西区新港1-4-21				

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
株式会社熊本清掃社	熊本市西区沖新町字津端4243-1	発酵堆肥化	平成13年9月6日	108t/日	食品廃棄物、草類、木類、ペーパーシュレッダーダスト(事業系一般廃棄物に限る。)
	熊本市西区池上町1000-5外	選別・圧縮	平成26年3月10日	20t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
有限会社アクトフォーアース	熊本市北区釜尾町422-2	破碎(移動式)	平成17年7月28日	62.2t/日	剪定木くず
		破碎	平成14年6月5日	4.15t/日	
大東商事株式会社	熊本市西区新港1-4-22	破碎・選別・分級	平成19年10月30日	762.3t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				1,143.6t/日(24H)	古紙類
				1,528.5t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				457.3t/日(24H)	廃繊維類
				4,307.5t/日(24H)	廃金属製品類
				5,718t/日(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
		選別・分級(移動式)(トロンメル)	平成19年10月30日	1127.2t/日(24H)	焼却灰
				150.3t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				263t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				225.4t/日(24H)	古紙類
				90.2t/日(24H)	廃繊維類
				849.2t/日(24H)	廃金属製品類
				1,127.2t/日(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				1,277.5t/日(24H)	廃コンクリートくず類
		選別・分級(移動式)(傾斜スクリーン)	平成19年10月30日	1,245.6t/日(24H)	焼却灰
				165.6t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				290.4t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				249.6t/日(24H)	古紙類
				98.4t/日(24H)	廃繊維類
				938.4t/日(24H)	廃金属製品類
1,245.6t/日(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類				
1,411.2t/日(24H)	廃コンクリートくず類				
選別	平成19年10月30日	1094.27t/日(24H)			
圧縮	平成19年10月30日	158.4t/日(24H)	廃プラスチック製品類		
		237.6t/日(24H)	古紙類		
		95.04t/日(24H)	廃繊維類		
		984.96t/日(24H)	廃金属製品類		
		1,188t/日(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類		
社会福祉法人環友會	熊本市南区近見9-1439-1	選別	平成21年3月19日	53.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				59.8t/日(8H)	古紙類
				40t/日(8H)	廃金属製品類
				40t/日(8H)	廃ガラス製品類
				40t/日(8H)	廃陶磁器製品類
		圧縮	平成21年3月19日	51.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				60.8t/日(8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成21年3月19日	5.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				5.84t/日(8H)	廃繊維類
		破碎	平成21年3月19日	4.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		溶融	平成21年3月19日	3.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有限会社大和 観光資源開発	熊本市南区富 合町田尻427-1	選別	昭和52年4月8日	40t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	平成22年11月1日	16t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	昭和52年9月1日	24t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社西原 商店	熊本市南区城 南町下宮地 903-1	選別・圧縮・ 梱包	平成21年12月1日	1.92t/日(8H)	廃金属製品類
				0.6t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				1.2t/日(8H)	古紙類
				0.88t/日(8H)	廃繊維類
				0.5t/日(8H)	廃ガラス製品類
株式会社はま造 園土木	熊本市北区龍 田町弓削字東 鶴595-3外	破碎	平成22年4月7日	4.532t/日	剪定木くず類
株式会社エコ ポート九州	熊本市西区新 港1-4-9	溶解	平成22年7月15日	80t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃 繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートく ず類
		溶解・製紙	平成22年7月15日	4.8t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃 繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートく ず類
		破碎・選別	平成22年7月15日	77.5t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破碎・選別・ 造粒	平成22年7月15日	74.9t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		選別・圧縮・ 梱包	平成22年7月15日	840t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃 繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートく ず類
		破碎・洗浄・ 造粒	平成22年7月15日	521.2t/日(24H)	廃プラスチック製品類
		破碎・選別	平成22年7月15日	250.9t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃 繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガ ラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートく ず類
		破碎・固化	平成22年7月15日	72t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃 繊維類、廃ゴム製品類
		選別・圧縮・ 梱包	平成22年7月15日	1094.4t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製 品類(これらのうち内容物が封入されたもの を含む。)、廃木製品類、廃繊維類、廃コン クリートくず類
		圧縮・梱包	平成22年7月15日	340.8t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃ゴ ム製品類、廃金属製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
株式会社星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	選別・切断	切断:昭和55年4月1日	300t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリートくず、廃陶磁器製品類	
			選別:平成16年7月21日			
		選別・破砕	平成19年11月27日	230.4t/日(8H)	廃プラスチック製品類	
				144.0t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
				178.4t/日(8H)	廃コンクリートくず	
				230.4t/日(8H)	古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
		選別・圧縮	平成19年11月27日	圧縮:昭和55年4月1日	10t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類
				選別:平成16年7月21日		
		選 別	平成19年11月27日	32t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリート製品類、廃陶磁器製品類	
		圧 縮	平成19年11月27日	115.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃金属製品類	
		分解・分別	平成14年8月6日	2.7t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
		選別・破砕	平成23年2月7日	2.4t/日(8H)	廃プラスチック製品類	
				2.1t/日(8H)	古紙類	
				3.8t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
0.8t/日(8H)	廃繊維類					
3.6t/日(8H)	廃ゴム製品類					
3.5t/日(8H)	廃金属製品類					
選別・切断	平成23年2月7日	4.9t/日(8H)	廃プラスチック製品類			
		4.8t/日(8H)	古紙類			
		4.2t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類			
		4.6t/日(8H)	廃繊維類			
		4.9t/日(8H)	廃ゴム製品類			
		4.4t/日(8H)	廃金属製品類			
有限会社オース収集センター	熊本市北区楠野町字板倉1010外	選別・圧縮	平成22年10月13日	25t/日(7H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
株式会社永野商店	熊本市北区室園町10-22	選別・圧縮	平成11年4月11日	48.87t/日(8H)	廃プラスチック製品類	
				115.04t/日(8H)	古紙類	
				103.2t/日(8H)	廃繊維類	
		選別	平成22年9月14日	平成22年9月14日	17.8t/日(8H)	古紙類
					175.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					217.6t/日(8H)	古紙類
		選別	平成21年11月5日	平成21年11月5日	205.6t/日(8H)	廃繊維類
					222.96t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					201.84t/日(8H)	廃繊維類
	熊本市北区四方寄町1444	圧縮	平成22年9月14日	平成22年9月14日	198.88t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					198.88t/日(8H)	古紙類
					180.4t/日(8H)	廃繊維類
		選別	平成17年3月18日	平成17年3月18日	20t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料水等が封入されたものを含む。)
		圧縮	平成21年11月5日	平成21年11月5日	9.6t/日(8H)	廃金属製品類(スチール缶用)
					19.8t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	平成22年9月14日	14.48t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	平成22年9月14日	60.7t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					43.93t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	平成22年9月14日	4t/日(8H)	廃金属製品類(アルミ缶用)
破碎・減容固化	平成15年10月28日	平成15年10月28日	0.96t/日(8H)	廃プラスチック製品類		
選別・破碎	平成19年3月6日	平成19年3月6日	3.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類		
株式会社中山商店	熊本市北区植木町投刀塚15	圧縮・梱包	平成25年2月15日	平成23年7月22日	290.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		減容	平成25年2月15日	平成25年2月15日	0.64t/日(8H)	廃プラスチック製品類(廃発泡スチロールに限る。)
		破碎	平成25年2月15日	平成25年2月15日	4.7t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、剪定木くず類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類

別表3 平成27年度一般廃棄物(し尿)収集運搬業者(平成27年4月1日現在)

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	株式会社 環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4丁目3番13号	096-325-2911
2	株式会社 東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
3	株式会社 協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5丁目9番75号	096-389-2720
4	株式会社 健康舎	861-8074	熊本県熊本市北区清水本町19番14号	096-343-3511
5	有限会社 旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2丁目19番1号	096-389-1911
6	協業組合 熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757番地14	096-368-3788
7	有限会社 熊本ニシカン	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町665番地1	096-245-3886
8	有限会社 宮崎清掃社	861-4145	熊本県熊本市南区富合町大町909-4	096-357-8597
9	有限会社 安達商会	861-4223	熊本県熊本市南区城南町藤山3280番地1	0964-28-6088
10	有限会社 松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301

告 示 第 5 6 8 号

平成 27 年 8 月 10 日

平成 27 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 26	市県民税	過 7	平成 27 年 8 月 31 日	1 名
平成 27	市県民税	2 期	平成 27 年 8 月 31 日	25 名
		3 期	平成 27 年 11 月 2 日	
		4 期	平成 28 年 2 月 1 日	

告 示 第 5 6 9 号

平成 27 年 8 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年	6 月期	545 名
	5 月期	2 名
平成 26 年度	1 月期	2 名
	12 月期	2 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 8 月 19 日

告 示 第 5 7 0 号

平成 27 年 8 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	6 月期	156 名
平成 27 年度	5 月期	3 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 8 月 19 日

告示第 571 号

平成 27 年 8 月 10 日

第 33 回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領（平成 12 年 12 月 1 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

第 33 回 熊本市都市計画審議会開催について

1 開催日

平成 27 年 9 月 1 日（火） 午後 1 時から

2 会場

熊本ホテルキャッスル

3 付議予定案件

- (1) 熊本都市計画道路の変更 3・5・88 号パイン通り線外 1 線
- (2) 熊本都市計画地区計画の決定近見 3 丁目地区地区計画
- (3) 長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（案）について

4 意見聴取予定案件等

- (1) 都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画の策定について
- (2) 都市計画道路見直しガイドラインの策定について

5 傍聴申込手続き

- (1) 申込期限 平成 27 年 8 月 24 日（月）
- (2) 申込先 熊本市都市建設局都市政策課
- (3) 定員 10 人（申込人数が定員を超える場合は公開抽選）

※傍聴を希望される方は、都市政策課備え付けの申し込み用紙にてお申込みください。

告示第 573 号

平成 27 年 8 月 11 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 名

告示第 574 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした画図校区第 6 町内自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「鈴木 純二 熊本市東区画図東二丁目 2-24 号」を「倉本 憲治 熊本市東区画図東一丁目 1 番 1 号」に改める。

告 示 第 5 7 5 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北校区第 1 町内自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「古谷 澄男 熊本市東区上南部一丁目 14 番 18 号」を「古谷 丈次 熊本市東区上南部一丁目 13 番 15 号」に改める。

告 示 第 5 7 6 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北 6 町内神園自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上野 誠也 熊本市東区神園二丁目 6 番 41 号」を「上野 忠志 熊本市東区神園一丁目 9 番 20 号」に改める。

告 示 第 5 7 7 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした平山町自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「菊池 信泰 熊本市東区平山町 3230 番地」を「津田 順靖 熊本市東区平山町 3330 番地」に改める。

告 示 第 5 7 8 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山尻自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「松村 隆博 熊本市東区弓削町 540 番地」を「光澤 孝徳 熊本市東区弓削町 545 番地 3」に改める。

告示第 579 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした弓削町自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「若杉 幸人 熊本市東区弓削町 694」を「古閑 勇記 熊本市東区弓削町 648」に改める。

告示第 580 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻西校区第 7 町内自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「若松 昭光 熊本市東区御領一丁目 12 番 77 号」を「藤井 純夫 熊本市東区御領一丁目 10-1」に改める。

告示第 581 号

平成 27 年 8 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻東校区第 7 町内自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「米満 捨幸 熊本市東区戸島六丁目 11 番 56 号」を「野田 幸生 熊本市東区戸島本町 15-37」に改める。

告示第 582 号

平成 27 年 8 月 12 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

年度	料目	期別	納期限	備考
平成 27 年度	介護保険料	7 月期	平成 27 年 8 月 31 日	公示送達者 95 名（登載省略）
		8 月期	平成 27 年 8 月 31 日	
		9 月期	平成 27 年 9 月 30 日	
		10 月期	平成 27 年 11 月 2 日	

	11月期	平成27年11月30日
	12月期	平成27年1月4日
	1月期	平成28年2月1日
	2月期	平成28年2月29日
	3月期	平成28年3月31日

公 告

公告第 571 号

平成 27 年 8 月 3 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

(1)農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	西区城山半田四丁目791番2	8.23	公衆用道路として除外
2	西区城山半田四丁目795番2	6.37	公衆用道路として除外
3	西区城山半田四丁目845番2	0.43	公衆用道路として除外
4	西区城山半田四丁目846番2	2.2	公衆用道路として除外
5	西区城山半田四丁目847番2	2.2	公衆用道路として除外
6	西区城山半田四丁目848番2	2.2	公衆用道路として除外
7	西区城山半田四丁目849番2	2.2	公衆用道路として除外
8	西区城山半田四丁目850番2	2.2	公衆用道路として除外
9	西区城山半田四丁目1381番2	2.2	公衆用道路として除外
10	西区城山半田四丁目1382番2	2.2	公衆用道路として除外
11	西区城山半田四丁目1383番2	1.1	公衆用道路として除外
12	西区城山半田四丁目1384番2	1.1	公衆用道路として除外
13	西区城山半田四丁目1385番2	2.2	公衆用道路として除外
14	西区城山半田四丁目1386番2	2.2	公衆用道路として除外
15	西区城山半田四丁目1387番2	2.2	公衆用道路として除外
16	西区城山半田四丁目1388番2	2.2	公衆用道路として除外
17	西区城山半田四丁目1403番2	2	公衆用道路として除外
18	西区城山大塘七丁目1300番1	60.1	公衆用道路として除外
19	西区小島一丁目4番2	2.2	公衆用道路として除外
20	西区小島一丁目5番2	1.7	公衆用道路として除外
21	西区小島一丁目6番2	1.7	公衆用道路として除外
22	西区小島一丁目9番2	2.2	公衆用道路として除外
23	西区小島一丁目10番2	2.2	公衆用道路として除外
24	西区小島一丁目11番2	2.1	公衆用道路として除外
25	西区小島一丁目12番2	2.2	公衆用道路として除外
26	西区小島一丁目15番2	2.2	公衆用道路として除外
27	西区小島一丁目16番2	2.2	公衆用道路として除外
28	西区小島一丁目17番2	2.2	公衆用道路として除外

29	西区小島一丁目 18 番 2	2 2	公衆用道路として除外
30	西区小島一丁目 21 番 2	2 2	公衆用道路として除外
31	西区小島一丁目 22 番 2	2 2	公衆用道路として除外
32	西区小島一丁目 24 番 2	2 2	公衆用道路として除外
33	西区小島二丁目 305 番 2	2 9 9	公衆用道路として除外
34	西区小島二丁目 368 番 2	2. 4 3	公衆用道路として除外
35	西区小島二丁目 369 番 2	2. 3 5	公衆用道路として除外
36	西区小島二丁目 376 番 2	3. 6 2	公衆用道路として除外
37	西区小島二丁目 377 番 2	3. 6 2	公衆用道路として除外
38	西区小島二丁目 384 番 2	3. 5	公衆用道路として除外
39	西区小島二丁目 385 番 2	3. 4 9	公衆用道路として除外
40	西区小島二丁目 392 番 2	3. 5 1	公衆用道路として除外
41	西区小島二丁目 393 番 2	3. 5 1	公衆用道路として除外
42	西区小島二丁目 400 番 2	3. 6 1	公衆用道路として除外
43	西区小島二丁目 401 番 2	3. 7	公衆用道路として除外
44	西区小島二丁目 409 番 2	3. 4 9	公衆用道路として除外
45	西区小島二丁目 424 番 2	3. 5 2	公衆用道路として除外
46	西区小島二丁目 425 番 2	3. 5 1	公衆用道路として除外
47	西区小島二丁目 432 番 2	3. 5 7	公衆用道路として除外
48	西区小島二丁目 433 番 2	3. 5 8	公衆用道路として除外
49	西区小島二丁目 441 番 2	3. 5 7	公衆用道路として除外
50	東区戸島町 1001 の一部	1 3 0	携帯電話基地局として除外
51	東区上南部一丁目 553 番 2	1 3 7	携帯電話基地局として除外
52	東区弓削町 95 番 5	4 6 4	鉄塔用地として除外
53	東区弓削町 158 番 3	6 0 9	鉄塔用地として除外

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 5 7 2 号

平成 27 年 8 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区御領六丁目 142 番 1、142 番 2、142 番 3
2, 790. 35 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県北九州市小倉北区西港町 88 番地 11
株式会社 ワイズヨシハラ
代表取締役 西川 和廣

公 告 第 5 7 3 号

平成 2 7 年 8 月 4 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条の規定により、平成 2 7 年 6 月 1 5 日付、公告第 4 7 0 号で公告した熊本市農用地利用集積計画の一部が取消されたので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 5 7 4 号

平成 2 7 年 8 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区元三町一丁目 5 9 番、6 0 番・6 1 番、6 2 番 1、6 2 番 2、6 2 番 3、6 3 番・6 4 番合併 1、6 3 番・6 4 番合併 2、6 5 番・6 6 番 4、2 7 0. 8 1 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区京塚本町 4 8 番 3 4 号

株式会社環境都市開発

代表取締役 林 裕之

熊本市東区長嶺南八丁目 1 1 番 4 0 号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

公 告 第 5 7 5 号

平成 2 7 年 8 月 4 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	西区河内町河内字中野 3 8 6 番 3	8 2	農地を農業用施設用地（農機具格納庫）に用途区分変更
2	西区小島二丁目 3 6 0 番の一部	3 7 2	農地を農業用施設用地（選果場）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

熊本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 5 7 9 号

平成 2 7 年 8 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区中無田町字田中 9 9 2 番 1、9 9 2 番 4
3 5 5. 3 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 8 0 号

平成 2 7 年 8 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区海路口町字浦田南三番割 3 4 5 4 番 1
4 1 0. 7 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 8 1 号

平成 2 7 年 8 月 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区山ノ内一丁目 3 0 4 0 番 5、3 0 4 1 番 2、3 0 4 2 番 3、3 0 4 3 番 1
2、2 3 6. 6 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 8 7 号

平成 2 7 年 8 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町味取字町屋敷 9 7 番 5
2 7 5. 8 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 8 8 号

平成 2 7 年 8 月 1 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区沖新町字今新開割 6 3 0 番 1
3 8 9 . 4 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 8 9 号

平成 2 7 年 8 月 1 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字山城 3 7 4 番 1
4 9 9 . 7 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 9 1 号

平成 2 7 年 8 月 1 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町内字今宿 1 3 9 1 番 3
4 9 8 . 0 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 9 2 号

平成 2 7 年 8 月 1 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町古閑字前村田 1 1 0 3 番 1
2 6 4 . 4 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 9 3 号

平成 2 7 年 8 月 1 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鹿子木町字園畑 3 5 2 番 5

424. 42平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 5 9 5 号

平成 27 年 8 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字市場後 1100 番 1

997. 43平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町岩野 1099-1

株式会社 北翔工業

代表取締役 北村 秀一

公 告 第 5 9 6 号

平成 27 年 8 月 14 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 5 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 5 9 8 号

平成 27 年 8 月 14 日

次のとおり、差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1. 公売財産の種類 不動産

売却区分番号 1

（土地の表示）

所在 熊本市北区高平一丁目

地番 274 番

地目 畑

地積 489.00m²

売却区分番号 2

（土地の表示）

所在 熊本市北区大窪四丁目

地番 875 番 132

地目 山林

地積 1323.00m²

※地積は、不動産登記簿の表示による

2. 公売方法 期日入札

3. 公売日時

入札 平成 27 年 9 月 30 日 (水) 午前 10 時 25 分から午前 10 時 35 分まで
(全入札終了まで)

開札 平成 27 年 9 月 30 日 (水) 午前 10 時 36 分 (全入札終了後)

4. 公売場所

熊本市役所 6 階会議室

5. 売却決定日時及び場所

日時 平成 27 年 10 月 7 日 (水) 午前 10 時

場所 熊本市財政局納税課

6. 見積価額及び公売保証金

売却区分番号 1

見積価額 5, 100, 000 円

公売保証金 510, 000 円

売却区分番号 2

見積価額 24, 000, 000 円

公売保証金 2, 400, 000 円

7. 買受代金の納付期限

平成 27 年 10 月 7 日 (水) 午後 2 時

(但し、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 19 条の 7 第 1 項ただし書き、その他の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止があった場合を除く)

8. 買受人についての要件

国税徴収法 (明治 30 年法律第 21 号) 第 9 2 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。

9. 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市財政局納税課まで申し出ること。

10. その他の公売要件

- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金の納付は銀行振込のみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。
公売保証金納付期間は、平成 27 年 9 月 16 日 (水) から平成 27 年 9 月 25 日 (金) 午後 2 時までとする。
- (3) 買受代金は、現金又は小切手 (銀行が振出したもので、かつ熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る) でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額 (見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの) による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用 (権利移転登記の登録免許税等) は買受人の負担とする (登録免許税法による)。
- (10) 公売財産は、公売を中止する場合がある。
- (11) 公売財産等の詳細は不動産公売広報で確認すること。

- (12) 不動産公売広報を必要とする場合は、熊本市財政局納税課特別滞納対策室に申し出ること。
 (13) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

交 通 局

交通局規程第 23 号
平成 27 年 8 月 14 日

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市交通局被服貸与規程（平成 23 年交通局規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

コート	冬用	5年	330
-----	----	----	-----

」

を

「

コート	冬用	5年	120
-----	----	----	-----

」

に、

「

コート	冬用	5年	370
-----	----	----	-----

」

を

「

コート	冬用	5年	120
-----	----	----	-----

」

に改める。

別表第 2 中

「

電車運輸職員（女）	260
トラムガイド（女）	200

」

を

「

電車運輸職員（女）	240
トラムガイド（女）	260

」

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 49 号

平成 27 年 8 月 3 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 8 月 3 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 27 年 8 月 3 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
中央区出水八丁目及び東区佐土原二丁目の各一部
 - (2) 南部処理区
南区御幸笛田町及び南区野口二丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区池上町、西区上代五丁目、南区今町及び南区砂原町の各一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田町弓削の一部
 - (5) 植木処理区
北区植木町植木、北区植木町滴水及び北区植木町広住の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター
 - (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
 - (5) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 50 号

平成 27 年 8 月 11 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第

13条第2項第2号及び第3号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第611号	山鹿市石1816番地 有限会社泰明設備 代表取締役 高松 孝一	平成27年7月29日
		代表者の異動
第589号	上益城郡御船町大字滝川712番地 株式会社東生企業 代表取締役 江藤 昭生	平成27年7月28日
		商号の変更

病 院 局

病院局公告第38号

平成27年8月5日

平成27年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成27年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成27年8月5日（水）から平成27年8月31日（月）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職種	採用予定者数
免許資格職	医師	1人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載します。

教 育 委 員 会

教委告示第10号

平成27年8月6日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成27年8月11日（火） 午後1時から
- 2 場所
市庁舎議会棟2階 熊本市議会議運・理事会室
- 3 議事
 - (1) 平成28年度使用中学校教科用図書採択について
 - (2) 藤園中学校屋内運動場増改築工事請負契約の内容に対する意見について
 - (3) 平成さくら支援学校校舎新築工事請負契約の内容に対する意見について
 - (4) 熊本博物館リニューアル展示改修業務委託の内容に対する意見について
 - (5) 熊本博物館増改築工事の内容に対する意見について
 - (6) 熊本博物館増改築空調設備工事の内容に対する意見について
 - (7) 熊本市田原坂西南戦争資料館条例の改正について
- 4 協議
 - (1) 熊本市フッ化物洗口普及モデル事業報告書（案）について
- 5 報告

- (1) 平成 27 年第 2 回定例市議会報告について
- (2) 平成 28 年度熊本市立学校教員採用選考試験の一次試験結果について
- (3) 平成 28 年度管理職採用選考試験の志願状況について
- (4) 熊本市立高等学校における平成 28 年度使用予定教科用図書について
- (5) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (6) 広報広聴関係について

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 8 号

平 成 2 7 年 8 月 3 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 27 年 8 月 7 日（金）午後 3 時
- 2 場所 市役所 14 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5 号）
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
（農地中間管理機構との賃貸借）
 - 第 7 号議案 土地改良法第 3 条による資格証明願
 - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他